

体制加算の要件

行動障害支援体制加算 35単位/月

・行動障害のある知的障害者や精神障害者に対して適切な計画相談支援等を実施するために、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

要医療児者支援体制加算 35単位/月

・重症心身障害など医療的なケアを要する児童や障害者に対して適切な計画相談支援等を実施するために、医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

精神障害者支援体制加算 35単位/月

・精神科病院等に入院する者及び地域において単身生活等をする精神障害者に対して地域移行支援や地域定着支援のマネジメントを含めた適切な計画相談支援等を実施するために、地域生活支援事業による精神障害支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修又は精神障害者の地域移行関係職員に対する研修を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

※いずれの加算も研修修了証明書の写し及び、体制が整備されていることを公表していることが分かるもの（事業所のHP画面やのパンフレット等）を添付してください。